

青森県福祉サービス第三者評価推進委員会
平成30年度 評価機関募集要領

(目的)

第1 この要領は、福祉サービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する福祉サービス第三者評価事業を推進する福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）を募集するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(認証要件)

第2 評価機関の認証を受けようとする法人（以下「認証申請法人」という。）は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会評価機関認証要綱（以下「認証要綱」という。）の別記「福祉サービス第三者評価機関認証基準」を満たしていることを要件とする。

(募集から認証までの流れ)

第3 評価機関の募集から認証決定までの手順は、以下のとおりとする。

(1) 評価機関の募集

推進委員会は、文書（チラシ等）の配布及びホームページへの掲載によって、評価機関の募集を行うものとする。

(2) 評価機関の認証申請

認証申請法人は、推進委員会に認証要綱に基づく書類を2部提出して認証申請するものとする。

認証申請期間は、平成30年1月4日（木）から平成30年2月8日（木）までとする。

(3) 評価機関の認証決定

推進委員会は、3月上旬に開催する第2回青森県福祉サービス推進委員会において提出された書類等により審査を行い、その結果について認証申請法人に通知するものである。

認証決定の通知は、平成30年3月下旬を目途に行うものとする。

(申請料・登録料)

第4 認証申請法人は、申請料を推進委員会が指定する口座に振り込むものとする。

(1) 申請料 新規申請 162,000円（消費税及び地方消費税を含む）

更新申請 108,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 社会的養護関係施設第三者評価機関の認証を受けようとする法人は、認証申請に係る費用として手数料32,400円を推進委員会に対し振り込むものとする。

2 評価機関の認証が決定された法人は、認証登録料108,000円（消費税及び地方消費税を含む）を振り込むものとする。

(申請書類)

第5 評価機関認証申請にかかわる書類及び資料については、推進委員会で保管し、認証申請法人には返還しないものとする。

2 評価機関の認証が決定された法人の書類及び資料については、情報公開の対象とする。

【お問い合わせ先・申請先】

青森県福祉サービス第三者評価推進委員会 事務局

〒030-0822

青森市中央3丁目20番30号 県民福祉プラザ2階

青森県社会福祉協議会内

TEL 017-777-9301

FAX 017-731-3098